

経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業政策課

1. 目的

「地域の人事部」のブランド化・認知度向上のため、地域の人事部ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の HP・広告等への掲示等の周知・広報活動を推奨することにより、地域企業及び関係機関の識別性を向上させ、「地域の人事部」の取組の推進、効果的な情報発信を目的とするロゴマークの適正使用のため、この使用規約（以下「本規約」という。）を定める。

2. 注意事項

- (1) ロゴマークを無断で使用してはならない。また、ロゴマークと誤認される類似のマーク又は改変したロゴマークを使用してはならない。
- (2) ロゴマークは、特定のサービスの性能を示すものではない。また、特定のサービス名やブランド名として使用することはできない。
- (3) ロゴマークは、以下の要件を満たした者が申請できる。
 - ・ 属性の異なる 2 者以上の関係機関（民間事業者、自治体、金融機関、教育機関等）が連携し、地域の人材確保、育成又は定着の取組を支援していること
（注）例えば、民間事業者同士の連携は要件を満たさない
 - ・ 地域企業群（3 社以上）と関係機関が一体となっており取り組んでいること
- (4) ①ロゴマークの使用を経済産業省経済産業政策局地域経済産業政策課（以下「地域政策課」という。）に承認された者（以下「使用者」という。）のうち、責任者に該当する者は、当該責任者が実施する「地域の人事部」に関する取組に参画した関係機関及び地域企業群に対して、責任者の責任においてロゴマークを配布することができる。
②ただし、責任者は配布先の関係機関・地域企業群に対して、ロゴマークの使用状況の確認・管理を行うとともに、二次配布されたロゴマークを使用した表現・表示については、当該責任者の責任で、関係法令等を遵守するよう管理すること。使用に関するクレーム等には、経済産業省は一切責任を負わない事とする。
- (5) 次の各項のいずれかに該当する場合は、いかなる場合もロゴマークを使用することはできない。
 - ・ 公序良俗に反するものに使用すること
 - ・ 法令等に反するものに使用すること
 - ・ 特定の政治、思想、宗教又は募金に関する活動に関するものと認められるものに使用すること
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業又はその広告等に利用すること
 - ・ 本規約に反して使用すること
 - ・ その他地域政策課が不適当な使用と認めるものに利用すること
- (6) ロゴマーク使用に関する解釈の権限は、地域政策課に属するものとする。
- (7) ロゴマークを使用した表現・表示については、関係法令等を遵守すること。使用に関するクレーム等には、経済産業省は一切責任を負わないこととする。

3. デザイン

使用者は、ロゴマークのデザインについては、「地域の人事部ロゴマーク使用マニュアル」を遵守すること。ロゴマークAとロゴマークB（経済産業省のクレジット有り）のうちどちらを使用するかは経済産業省からの支援を受けていることを対外的に発信したいか等の目的に応じて使い分けることができる。

4. 使用申請方法

- (1) ① ロゴマークの使用を希望する者は、経済産業省ホームページ上のロゴマーク使用申請方法により、地域政策課宛てに、申請するものとする。
- ② なお、当該申請により提出された使用者の情報及び使用者がロゴマークを利用して実施する取組については、地域政策課がホームページへの掲載を含む情報発信等に活用できるものとする。
- (2) 地域政策課は、申請内容を審査の上、本規約に適合すると認めた申請者に対して、審査結果を通知するものとする。
- (3) 地域政策課は、ロゴマークの使用申請及び使用にあたって、必要に応じて条件を付すことができる。また、使用者が本規約に違反した場合、是正のための措置又は承認の取消しを遡及も含めて行うことができる。

5. 使用申請手続きの省略

過年度の下記事業(※)の採択事業者及び関係府省庁が、ロゴマーク使用の目的に沿って使用する場合又は報道機関が報道目的に使用する場合、使用申請及び承認手続を省略することができる。ただし、ロゴマークを使用する際は、地域政策課へ使用する一週間前までに用途について一報するとともに、使用に当たっては、本規約に定める事項を遵守すること。

(※) 令和4年度中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）

令和5年度地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）

令和6年度地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）

6. 使用料

ロゴマークの使用料は、無料とする。

7. 遵守事項

- (1) 使用者は、法令及びロゴマニュアルに関する規定を遵守するものとする。
- (2) ロゴマークの品位を損なうことのないよう努めるものとする。
- (3) ロゴマークの使用にあたって要する費用は、第三者との係争、審判及び訴訟等について要した費用を含め、使用者が負担するものとする。
- (4) 使用者は、ロゴマークの使用に起因して第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。当該損害に対して、経済産業省は関知しない。
- (5) 使用者は、地域政策課から要請を受けた場合、ロゴマークの使用実態について報告を行わなければならない。

8. 使用期間

- (1) 使用期間は、ロゴマーク使用申請の承認通知日から5年間とする。なお、ロゴマークを継続して使用する場合は、改めて申請するものとする。
- (2) 使用期間を過ぎたロゴマークを使用している場合、地域政策課は是正のための措置を行うものとする。

9. 規約の変更

地域政策課が本規約を更新し、使用条件を変更した場合は、既に承認した使用に関しても、変更後の規約及び使用条件を適用する。